

高等研究院 研究プロジェクト

情報通信事業分野における「競争評価」の
理論的・比較法的研究

Competition Review in Telecommunication Industry

大学院法学研究科 准教授

林 秀 弥

Shuya Hayashi



はやし しゅうや プロフィール

1999年 京都大学大学院法学研究科修士課程修了
修士(法学、京都大学)2002年 京都大学大学院法学研究科博士後期課程
単位取得認定満期退学

研究経歴

2002年 京都大学大学院法学研究科 研究助手
2003年 神戸市外国語大学 専任講師
2005年 名古屋大学大学院法学研究科 助教授
2005年 公正取引委員会競争政策研究センター 主任研究官

研究分野

経済法、独占禁止法と競争政策

受賞歴、レクチャーシップなど

2002年 横田正俊記念賞(財)公正取引協会)

本研究は、情報通信事業における競争評価(有効競争レビュー)について、とりわけ「市場の画定」に焦点を合わせて検討を行うものである。情報通信事業分野では、規制改革と技術革新の進展により、音声/データ/映像/、固定/移動、無線/有線、ナローバンド/ブロードバンドといった従来の区分が統合・包摂され、これまでになかった種類のサービスが出現するなど、IP化、ブロードバンド化が進み、競争状況は非常に複雑化してきている。かかる状況の中、競争の進展状況の評価を適切に行い、かつその妥当なあり方について検証をおこなっていくことの重要性はますます増大してきている。

数年前からわが国では、情報通信の推進による国民生活の向上が産業界のみならず、社会全体の進むべき方向として広く認められている。政府の役割として、市場競争を重視した規制改革・競争政策の推進があげられている。いわゆるIT革命が多様な形で、市場競争を国際的規模で、かつ質的にも変化させつつあるという状況の下で、特に競争を制限するような市場支配的地位にある企業の出現、あるいは大企業による市場支配地位の濫用をどの

ように抑止し、公正かつ自由な競争を維持・促進していくかが、先進諸外国に共通する課題となっている。「市場」支配的かどうかの判断は、「市場の画定」を抜きにしては考えられないから、本研究の中心的課題となる「市場の画定」という作業は、規制の発動の前提として死活的に重要となる。

一般に、市場の画定は、需要者からみた商品間の「代替性」を基準に判断するものとされているが、電気通信事業者の中には、インターネット接続、IP電話、放送サービス、オンラインゲームなどのコンテンツサービスを一体的に提供している者もある。また、それぞれのサービスを一体的に提供している者がある。そもそも、それぞれのサービスを切り分けることができるかという問題がある。そして、それらの各個別のサービスにつき、他社の同等のサービスと代替性の比較を行うことが、「一体的に」サービスを行っている情報通信事業における競争の実態を適切に反映しえるものであるか疑問である。このような場合、市場のあるべき画定基準とは何なのか。この点について、経済法学的な見地から検討を行うのが本研究課題である。その際、先進諸国の法制度及びその

実態を踏まえた比較法的な研究も行うことによって、現行法の解釈論のみならず、実態の分析に基づく法政策論を中心的課題に据えて研究を行うことを企図している。この研究の背景には、通信をめぐる規制の激変がある(下図【研究の背景】参照)。

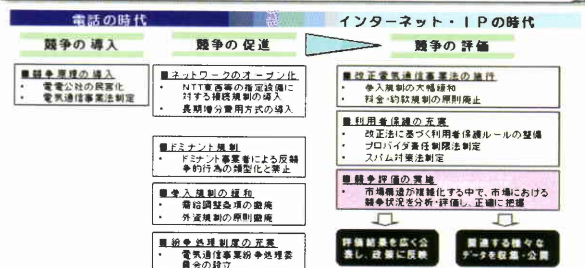
また、規制の発動の際には、単なる競争の維持・促進という観点ではなく、情報通信分野に特有の技術的・経営的事情をふまえ、また、社会的に望ましい方向を目指すという観点も同時に組み込んだ形で、あるべき政策・制度を考えなければならない。後者の観点で、競争の高度な展開も可能にするということから、競争か規制かという二分法的な考えでは捉えきれない、総合的な検討が目的とされるべきである。かかる検討においては、情報通信事業分野の激変する競争の態様をどのように評価していくか、その「競争評価」の手法の解明と洗練化の作業が決定的に重要となるのである。

本研究の対象となる情報通信分野における「競争評価」の過程は、「分析対象の決定」、「市場の画定」、「各種指標に基づく競争状況の評価」の三つの段階に分かれる。このうち、分析の中核を占めるのは、「市場の画定」プロセスと、市場画定後の「競争状況の評価」プロセスである。このうち、本研究は、前者に主に焦点を当てて検討するものである。情報通信事業における競争評価は、わが国でははじめての試みであり、現在、所管官庁である総務省において作業が進められている。競争評価は、行政の透明性や予見可能性を高めることにも資し、競争政策に密接にかかわることから、その必要性は、所管官庁の総務省はもとより、競争政策当局の公正取引委員会においても強く認識されているところである。研究は次の手順で進める予定である。【下図【研究の手法と手順】参照】。

競争評価は、はじめての試みであるがゆえに、一般の財とは異なる情報通信サービスの競争の「場」をどのような基準をもって画定していくのか、情報通信サービスの特性に応じた市場画定手法の本格的な検討は不十分な状態にあり、とりわけ法学的見地からの分析手法の検討は皆無といつてよい状況にある。本研究は、筆者が一貫して研究を積んできた経済法(独占禁止法)の知見を基礎にして、有効に競争が機能しているかどうかを判断するための前提となる「市場」のとり方について、刻一刻変化する情報通信サービスの特性を念頭に置きながら、あるべき基準の解明を目指すものである。一般に法学部では法科大学院の設置等に伴い、研究時間の確保が厳しさを増している中、今回、名古屋大学高等研究院の研究プロジェクトに採用されたことを励みとして、本来の研究活動に邁進したいと考えている。

研究の背景

- 電気通信自由化・市場自由化以来、電気通信市場への参入事業者が大幅に増加し、競争が激化して進展。
- 2004年度に、規制改革を事前規制から事後規制へと転換する制度改革を実施。IP化・ブロードバンド化・ユビキタス化により急激に変化を続ける市場の動向を的確に把握することが競争評価(研究対象)に不可欠



研究の手法と手順

- 研究の基本方針を定め、これに従い、対象の設定→市場画定→競争状況の分析→評価結果という手順で競争評価の研究プロジェクトを実施。評価結果は、社会・政策に還元されることとし、そのフィードバックを行う。

